

○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十二 (略)</p> <p>第四節の二十二の二 一八ㄱ帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五の二)</p> <p><u>第四節の二十二の三 六・五ㄱ帯又は七・五ㄱ帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四十九条の二十五の二)</u></p> <p>第四節の二十三～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p><u>第四節の二十二の三 六・五ㄱ帯又は七・五ㄱ帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備</u></p> <p><u>(六・五ㄱ帯又は七・五ㄱ帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備)</u></p> <p><u>第四十九条の二十五の二の二 公共の業務を遂行するために開設された基地局又は陸上移動局であつて、六・五七ㄱを超え六・八七ㄱ以下又は七・四二五ㄱを超え七・七七五ㄱ以下の周波数の電波を使用するもの(以下「六・五ㄱ帯又は七・五ㄱ帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>一 通信方式は、周波数分割複信方式であること。</u></p> <p><u>二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。</u></p> <p><u>三 空中線電力は、二ワット以下であること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十二 (略)</p> <p>第四節の二十二の二 (同上)</p> <p>第四節の二十三～第九節 (略)</p> <p>第五章 (略)</p>

四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

第五十八条の二の三・第五十八条の二の三の二 (略)

(五・八MHz帯、六MHz帯、六・四MHz帯又は六・九MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の四 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、五・九二五MHzを超え六・四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「一六MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、周波数変調(主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。第五十八条の二の五及び別表第二号第68において同じ。)、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調、二五六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

2 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、五・八五MHzを超え五・九二五MHz以下、六・四二五MHzを超え六・五七MHz以下又は六・八七MHzを超え七・一二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(以下「五・八MHz帯、六・四MHz帯又は六・九MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

第五十八条の二の三・第五十八条の二の三の二 (略)

(四MHz帯、五MHz帯、六MHz帯、六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の四 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、三・六MHzを超え四・二MHz以下、四・四MHzを超え五MHz以下又は五・九二五MHzを超え六・四二五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、周波数変調(主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。次条において同じ。)、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

2 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、六・五七〇MHzを超え六・八七〇MHz以下又は七・四二五MHzを超え七・七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 変調方式は、六四値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 空中線電力は、二ワット以下であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

(六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備)

第五十八条の二の四の二 六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用する固定局(六・五MHzを超え六・八MHz以下又は七・四二五MHzを超え七・七五MHz以下の周波数の電波を使用する固定局(放送の業務の用に供するものを除く。))をいう。以下同じ。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三 空中線電力は、二ワット以下であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

#### 第五十八条の二の八 削除

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三三値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二八値直交振幅変調であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

(六・五MHz帯又は七・五MHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備)

第五十八条の二の八 六・五MHzを超え六・八MHz以下又は七・四二五MHzを超え七・七五MHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局(電気通信業務及び放送の業務の用に供するものを除く。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、複信方式であること。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三三値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は一二八値直交振幅変調であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（略）

注1～30（略）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(8)（略）

(9) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（(5)及び(7)のイに掲げるものを除く。） 20（ $10^{-6}$ ）

(10)～(13)（略）

(14) 54.25GHzを超え59GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(7)に掲げるものを除く。） 200（ $10^{-6}$ ）

(15)～(18)（略）

(19) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局 20（ $10^{-6}$ ）

(20) 6GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局 20（ $10^{-6}$ ）

(21) 5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局 20（ $10^{-6}$ ）

32～56（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第66（略）

第67 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が四相位相変調、一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表（同左）

注1～30（同左）

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(8)（同左）

(9) 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局（(6)及び(8)のイに掲げるものを除く。） 20（ $10^{-6}$ ）

(10)～(13)（同左）

(14) 54.25GHzを超え59GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(8)に掲げるものを除く。） 200（ $10^{-6}$ ）

(15)～(18)（同左）

32～56（同左）

別表第二号（第6条関係）

第1～第66（同左）

(1) チャンネル間隔が 2.5MHz のもの 2.5MHz (7.5GHz 帯の周波数の電波を使用するものに限る。)

(2) チャンネル間隔が 5MHz のもの 5MHz

(3) チャンネル間隔が 10MHz のもの 9.5MHz

(4) チャンネル間隔が 20MHz のもの 19MHz

(5) チャンネル間隔が 30MHz のもの 28.5MHz

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合は、次に掲げる式により求められる値であり、かつ、1の占有周波数帯幅の許容値以下とする。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$f_{cl} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

$f_{cl}$  : クロック周波数 (MHz)

第 68 6GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が周波数変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調、二五六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1) チャンネル間隔が 5MHz のもの 5MHz

(2) チャンネル間隔が 10MHz のもの 9.5MHz

(3) チャンネル間隔が 20MHz のもの 18.5MHz

(4) チャンネル間隔が 40MHz のもの 36.5MHz

(5) チャンネル間隔が 60MHz のもの 53.5MHz

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合は、次に掲げる式により求められる値であり、かつ、1の占有周波数帯幅の許容値以下とする。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り

上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$fc1 \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

fc1：クロック周波数（MHz）

第69 5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が六四値直交振幅変調又は同等以上の性能を有するもの場合は、28.5MHzとする。

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合は、次に掲げる式により求められる値であり、かつ、28.5MHz以下とする。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$$fc1 \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$$

fc1：クロック周波数（MHz）

第70 6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 変調方式が四相位相変調、一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1) チャンネル間隔が2.5MHzのもの 2.5MHz（7.5GHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）

(2) チャンネル間隔が5MHzのもの 5MHz

(3) チャンネル間隔が10MHzのもの 9.5MHz

(4) チャンネル間隔が20MHzのもの 19MHz

(5) チャンネル間隔が 30MHz のもの 28.5MHz

(6) チャンネル間隔が 40MHz のもの 36.5MHz (電気通信業務用固定局に限る。)

2 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合は、次に掲げる式により求められる値であり、かつ、1の占有周波数帯幅の許容値以下とする。この場合において、500kHz未滿の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未滿の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

$f_{cl} \times \text{サブキャリア数} \times 1.1$

$f_{cl}$  : クロック周波数 (MHz)

#### 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許の申請をしている、この省令による改正前の設備規則第五十八条の二の四第一項に規定する無線局のうち五・九二五MHzを超え六・四二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則別表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。